

作業主任者の職務標識板



450×600×1.0mm / 硬質塩ビ樹脂製プレート



+

酸素欠乏危険作業に係る 酸素欠乏危険作業主任者の職務

1. 作業に従事する労働者が酸素欠乏の空気を吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
2. その日の作業を開始する前、作業に従事するすべての労働者が作業を行う場所を離れた後再び作業を開始する前及び労働者の身体、換気装置等に異常があったときに、作業を行う場所の空气中の酸素の濃度を測定すること。
3. 測定器具、換気装置、空気呼吸器等その他労働者が酸素欠乏症にかかることを防止するための器具又は設備を点検すること。
4. 空気呼吸器等の使用状況を監視すること。

作 業 主 任 者

職-501

+

酸素欠乏・硫化水素危険作業に係る 酸素欠乏危険作業主任者の職務

1. 作業に従事する労働者が酸素欠乏等の空気を吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
2. その日の作業を開始する前、作業に従事するすべての労働者が作業を行う場所を離れた後再び作業を開始する前及び労働者の身体、換気装置等に異常があったときに、作業を行う場所の空气中の酸素及び硫化水素の濃度を測定すること。
3. 測定器具、換気装置、空気呼吸器等その他労働者が酸素欠乏症にかかることを防止するための器具又は設備を点検すること。
4. 空気呼吸器等の使用状況を監視すること。

作 業 主 任 者

職-502

+

はい 作業主任者の職務

1. 作業の方法及び順序を決定し、作業を直接指揮すること。
2. 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 当該作業を行う箇所を通行する労働者を安全に通行させるため、その者に必要な事項を指示すること。
4. はいくすしの作業を行うときは、はいの前場の危険がないことを確認した後当該作業の着手を指示すること。
5. 第427条第1項の昇降するための設備及び保護帽の使用状況を監視すること。

作 業 主 任 者

職-503

+

乾燥設備 作業主任者の職務

1. 乾燥設備をはじめて使用するとき、又は乾燥方法若しくは乾燥物の種類を変えたときは、労働者にあらかじめ当該作業の方法を周知させ、かつ、当該作業を直接指揮すること。
2. 乾燥設備及びその附属設備について不備な箇所を認めるときは、直ちに必要な措置をとること。
3. 乾燥設備の内部における温度、換気の状態及び乾燥物の状態について随時点検し、異常を認めるときは、直ちに必要な措置をとること。
4. 乾燥設備がある場所を常に整理整頓し、及びその場所のみだりに可燃性の物を置かないこと。

作 業 主 任 者

職-504

+

プレス機械 作業主任者の職務

1. プレス機械及びその安全装置を点検すること。
2. プレス機械及びその安全装置に異常を認めるときは、直ちに必要な措置をとること。
3. プレス機械及びその安全装置に切替え、キースイッチを設けたときは、当該キーを保管すること。
4. 金型の取付け、取りはずし及び調整の作業を直接指揮すること。

作 業 主 任 者

職-505

+

第1種圧力容器取扱 作業主任者の職務

1. 最高使用圧力を超えて圧力を上昇させないこと。
2. 安全弁の機能の保持に努めること。
3. 第1種圧力容器を初めて使用するとき、又はその使用方法若しくは取扱う内容物の種類を変えるときは、労働者にあらかじめ当該作業の方法を周知させるとともに、当該作業を直接指揮すること。
4. 第1種圧力容器及びその配管に異常を認めるときは、直ちに必要な措置を講ずること。
5. 第1種圧力容器の内部における温度、圧力等の状態について随時点検し、異常を認めるときは、直ちに必要な措置を講ずること。
6. 第1種圧力容器に係る設備の運転状態について必要な事項を記録するとともに、交待時には、確実にその引継ぎを行うこと。

作 業 主 任 者

職-506

職-501：酸素欠乏危険作業に係る酸素欠乏危険作業主任者の職務

職-502：酸素欠乏・硫化水素危険作業に係る酸素欠乏危険作業主任者の職務

職-503：はい作業主任者の職務

職-504：乾燥設備作業主任者の職務

職-505：プレス機械作業主任者の職務

職-506：第1種圧力容器取扱作業主任者の職務

職-507：ボイラー取扱作業主任者の職務

職-509：ガス溶接作業主任者の職務

職-513：特定化学物質等作業主任者の職務

職-515：足場の組立て等作業主任者の職務

職-516：有機溶剤作業主任者の職務

職-602：安全衛生推進者の職務

450×600×1.0mm / 硬質塩ビ樹脂製プレート



ボイラー取扱 作業主任者の職務

1. 圧力、水位及び燃焼状態を監視すること。
2. 急激な負荷の変動を与えないように努めること。
3. 最高使用圧力をこえて圧力を上昇させないこと。
4. 安全弁の機能の保持に努めること。
5. 1日の1回以上水面測定装置の機能を点検すること。
6. 清澄、吹き出しを行ない、ボイラー水の溜りを防ぐこと。
7. 給水装置の機能の保持に努めること。
8. 低水位燃焼しゃ断装置、火災検出装置その他の自動制御装置を点検し、及び調整すること。
9. ボイラーについて異状を認めるときは、直ちに必要な措置を講ずること。
10. 提出されるばい煙の測定値及びボイラー取扱い中における異常の有無を記録すること。

作	業
主	任
者	者

職-507

ガス溶接 作業主任者の職務

ガス集合溶接作業の場合

1. 作業の方法を決定し、作業を指揮すること。
2. ガス集合溶接の取扱いに従事する労働者に次の事項を行なわせること。
 - (イ) 取り付けるガスの管路の口蓋及び配管の取付け口に付着している油類、じん埃等を除去すること。
 - (ロ) ガスの溶接の燃焼を行なったときは、当該溶接の口蓋及び配管の取付け口の部分のガス漏れを点検し、かつ、配管内の当該ガスと空気との混合ガスを排除すること。
 - (ハ) ガス漏れを点検するときは、石けん水を使用する等安全な方法によること。
 - (ニ) パルプ又はコックの調節を怠らに行なうこと。
3. ガスの溶接の燃焼作業に立ち合うこと。
4. 当該作業を開始するときは、ホース、電線、ホースバンド等の状態を点検し、異常、破損等によるガス又は電線の漏えいするおそれがあるときまたは、補綴し、又は取り替えること。
5. 安全網は、作業中、その機能を損傷に及ぼめることができない範囲に張ぎ、かつ、1日1回以上これを点検すること。
6. 当該作業に従事する労働者の保護頭蓋及び保護手袋の使用状況を監視すること。
7. ガス溶接作業主任者免許証を携帯すること。

作	業
主	任
者	者

職-509

特定化学物質等 作業主任者の職務

1. 作業に従事する労働者が特定化学物質等により汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
2. 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一ヶ月を超えない期間ごとに点検すること。
3. 保護具の使用状況を監視すること。

作	業
主	任
者	者

職-513

足場の組立て等 作業主任者の職務

1. 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。
2. 器具、工具、安全带等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。
4. 安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

作	業
主	任
者	者

職-515

有機溶剤 作業主任者の職務

1. 作業に従事する労働者が有機溶剤により汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
2. 局所排気装置、プッシュプル型排気装置又は全換気装置を一ヶ月を超えない期間ごとに点検すること。
3. 保護具の使用状況を監視すること。
4. タンクの内部において有機溶剤を労働者が取扱うときは、第20条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。
 - (1) 作業開始前、タンクのマンホールその他の換気孔が開入されるおそれのない確認をすべて実施すること。
 - (2) 労働者の身体が有機溶剤等により著しく汚染されたとき、及び作業が終了したときは、直ちに労働者に身体を洗浄させ、汚染を除去させること。
 - (3) 事故が発生したときタンクの内部の労働者を直ちに救助させることができる装置又は器具等を準備しておくこと。
 - (4) 粉塵に接する程度の場合、有機溶剤等を入れたことのあるタンクについては、作業開始前、次の措置を講ずること。
 - イ 有機溶剤等をタンクから排出し、かつ、タンクに残留するすべての粉塵から有機溶剤等がタンク内部へ吸入しないようにすること。
 - ロ 水又は水質汚濁等を用いてタンクの内部を洗浄し、かつ、洗浄に用いた水又は水質汚濁等をタンクから排出すること。
5. タンクの管轄の二層以上の層の空気を確認し、著しく汚染するおそれがあるタンクの水を蒸発した後、その水をタンクから排出すること。

作	業
主	任
者	者

職-516

安全衛生推進者の職務

1. 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づき必要な措置に関すること。
2. 作業環境の点検（作業環境測定を含む）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づき必要な措置に関すること。
3. 健康診断及び健康の保持推進のための措置に関すること。
4. 安全衛生教育に関すること。
5. 異常な事象における応急措置に関すること。
6. 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
7. 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関すること。
8. 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること。

安全衛生推進者	氏	名
---------	---	---

職-602

管理標識板



450×600×1.0mm / 硬質塩ビ樹脂製プレート

安全＋第一

- (1) 安全は、すべての作業に優先する。
- (2) 安全は、いかなる業務よりも重要である。
- (3) 安全第一とは、当然に作業能率第二であることを意味する。
- (4) 安全は作業能率の基盤であり安全と能率は決して矛盾することはない。
- (5) 安全は、先ず、作業環境の整理整頓からはじまる。

管理 101

整理整頓

1. 整理整頓は「安全」の第一歩
 - (1) 作業場と作業方法の欠陥がすぐ目につく。
 - (2) 事故を未然に防ぎ、障害事故が少なくなる。
 - (3) 火災などの心配がなくなる。
2. 整理整頓は作業能率の基礎
 - (1) 狭い場所が広く使える。
 - (2) 物を探す時間が少なくなる。
 - (3) スッキリした気持ちで働ける。
3. 整理整頓のやり方
 - (1) 不用品を取り除き、置き場所を定める。
 - (2) 使用後は後始末を完全に、置くべきところに置く。
 - (3) 置き方、積み方を工夫し、清掃をよくする。
 - (4) 工具は常によく整備する。

管理 102

クレーン作業の心得

- (1) 一般心得
 - ① スイッチを入れる前にまず、位置を調べる。
 - ② 運転する時はまず、合図を確認する。
 - ③ 振った玉掛けや、不安定な状態では運転しない。
 - ④ 斜め吊り、急な上げ降ろし、急な発進や停止は避ける。
 - ⑤ 荷物は人の頭上を過ぎない。
- (2) 玉掛け作業
 - ① ワイヤ掛けは慎重に行う。
 - ② 吊り上げ前にロープより手を離す。
 - ③ 合図は明確に行う。
 - ④ 吊り上げはチョイ上げを行い、吊り荷の状況を見る。
 - ⑤ つり荷の揺れは手で止めない。
 - ⑥ つり荷の下方には立ち入らない。
 - ⑦ 不要のワイヤロープをフックに掛けたまにしない。
- (3) 品物を吊るに当たっての注意
 - ① 4本吊りにする。
 - ② 重量を正しく予測する。
 - ③ 長物には幅広くワイヤを掛ける。
 - ④ 定められた者のほかは、玉掛作業を行わない。

管理 105

作業の一般的心得

- (1) 作業前の心得と準備
 - ① 気分はさわやかに持ち、作業は自信を持って行う。ただし、不明な点は必ず聞く。
 - ② 作業の計画、順序は前もってムダ、ムリのないようにする。
 - ③ 試運転をし、機械や工具に平常と異なっている場合は上司に連絡する。
 - ④ 点検が済んだら注油を忘れない。
 - ⑤ 安全装置のあるものは、必ず具合を点検する。
- (2) 作業中の心得と標準作業
 - ① スイッチを入れるときは選手、選手で入れない。なお、クラッチは、はずしておく。
 - ② 熱しているからといって油断しない。
 - ③ 使い方のわからない機械器具のみだりにいじらない。
 - ④ やむを得ず、作業場をはなれるときは空運転せず、止めておく。
 - ⑤ 停電したときは、必ずスイッチを切る。
- (3) 作業後の心得
 - ① 機械の手入れ、掃除をしておく。
 - ② 工具類は定められた場所にもどす。
 - ③ 火の始末は特に念入りに行う。
 - ④ スイッチを切り忘れない。

管理 106

危険物取扱いの心得

- (1) 危険物の種類
 - ① 引火性危険物……ガソリン、ベンゾール、エチルアルコール、エーテル等
 - ② 発火性危険物……金属ソーダ、カーバイド、マグネシウム粉、生石灰等
 - ③ 爆発性危険物……火薬、爆薬加工品、塩素酸塩類、硝化綿、高圧ガス、高圧酸素、水素、塩素、プロパン等
 - ④ 腐食性危険物……強酸、強アルカリ等
- (2) 一般的注意事項
 - ① 危険物の性能について正しく知る。
 - ② 取扱の訓練を行い、取扱責任を明確にしておく。
 - ③ 許可量以上の危険物を置かない。
 - ④ 地震、衝撃で倒れたり、発火しないようにしておく。
 - ⑤ 災害発生ときの証拠、被害を最少にする。
 - (ア) 危険物を1ヶ所に多量に置かない。
 - (イ) 貯蔵量の制限をもうける。
 - (ウ) 倉庫と工場の保安距離を保つ。
 - ⑥ 危険物のそれぞれの性質に応じた消火設備、対策を考えておく。

管理 107

プレス作業の心得

- (1) 作業準備
 - ① 安全装置の性能を、まず点検する。
 - ② 数回試し運転をして、安全検査をする。
 - ③ 少しでも不審な点がある場合、また故障のときは、直ちに責任者に連絡し、修理、調整を行う。
 - ④ 型取替時は運転を停止して行う。
 - ⑤ 型取替後は必ず再点検する。
- (2) 加工作業
 - ① 運転中は型板の中に手を入れない。
 - ② 顔ハンドルの場合は毎回足をはずす。
 - ③ 型板の注油の量合は、十分注意で行う。
 - ④ 材料の送りや板厚をとるときは、補助員を使う。
 - ⑤ シャーリングで金板等を切断するとき、押入金を使用する。
 - ⑥ 作業中、気を散らす、他の事は考えない。
 - ⑦ 作業交待の際は、機械の調子、使用方法等に不備のある場合は必ずその点を申し送る。

管理 108

管理 101：安全第一
 管理 102：整理整頓
 管理 105：クレーン作業の心得
 管理 106：作業の一般的心得
 管理 107：危険物取り扱いの心得
 管理 108：プレス作業の心得

管理 110：電気災害防止の心得
 管理 111：酸欠の予防心得
 管理 113：安全十訓
 管理 118：仕事のあとの 10 チェックポイント
 管理 119：ゼロ災害へ全員参加
 管理 121：防じんマスクの着用方法およびその管理方法

450×600×1.0mm / 硬質塩ビ樹脂製プレート



電気災害防止の心得

- (1) 電気設備の点検整備
 - ① 適正なヒューズを採用する。
 - ② 確実なアースをとる。
 - ③ スイッチの周囲は壁押し、破損した場合は直ちに修理する。
 - ④ 露出充電部は極、カバーを掛け、隔離する。
 - ⑤ 被覆の破れ、その他接触不良箇所は直ちに補修する。
- (2) 停電時の安全
 - ① 必ず検電器を用いて、活線であるか否かを確認する。
 - ② 残留電気を放電するため、アースする。
 - ③ 同送電防止のため、送電者と修理責任者は常に連絡をとるか、または緊要装置を掛ける。
- (3) 電気事故
 - ① 漏電流、漏電防止のため、電気抵抗を定期的に調べ、また、ヒューズ遮断器を使用する。
 - ② 電気火花による爆発を防ぐため、スパークの危険性がある近くに、引火発火性のものを置かない。
 - ③ 落雷の防止としては、避雷針を設ける。
 - ④ 8mA 以上の電流が流れると人体は苦痛をともなう 50mA 以上の電流が引き続いて流れると心臓マヒをおこして死亡するといわれている。

管理 110

酸欠の予防心得

酸欠の危険がある場所では、次の予防措置を講じて作業しなければならない。

- (1) 酸欠危険作業主任者の指揮のもとで作業を行なう。
- (2) 作業前に新鮮な空気であす換気を行なう。
- (3) 測定器具による測定によって酸素濃度が18%以上あることを確かめてから作業を行なう。酸素濃度が18%未満のときは換気と測定を繰返して行ない18%以上になるまで換気をつづける。
- (4) 作業中は常に18%以上になるよう換気をつづけ、決して換気を中断してはならない。
- (5) 換気用の風量は、破損のないもので、かつ、作業場所に十分達する長さのものであるか確かめて使用する。
- (6) 空気呼吸器等の呼吸用保護具の使用を指示されたときは、必ず使用する。
- (7) 単独で作業を行ってはならない。
- (8) 酸欠作業の場所には空気呼吸器、はしご、避難口テープ等の救出用具を揃えておく。

酸欠災害危険
 作業主任者氏名

管理 111

安全十訓

- (1) いつも元気に、ほがらかに。
- (2) 互いに仲よく、協力し。
- (3) 指示や注意は、よく守り。
- (4) 身支度キチンと、整えて。
- (5) 整理・整頓、第一に。
- (6) 機械や器具は、よく調べ。
- (7) 作業は正しく、順序よく。
- (8) 連絡・合図は、しっかりと。
- (9) 無理と油断は、ケガのもと。
- (10) わからぬことは、指図待て。

管理 113

仕事のあとの 10 チェックポイント

- ① 仕事の申し送り事項はないか。
- ② 機械など調子の悪いことを報告したか。
- ③ 破損した物の修理補充はよいか。
- ④ 火気や危険物のあと始末はよいか。
- ⑤ スイッチの切り忘れはないか。
- ⑥ 出しっぱなし、使いっぱなしの物はないか。
- ⑦ 整理、整頓、清掃はちゃんとしたか。
- ⑧ 工具をもとの場所に戻ったか。
- ⑨ 機械や工具の手入れはよいか。
- ⑩ 明日すぐ仕事ができる状態になっているか。

管理 118

ゼロ災害へ全員参加

- * 整理整頓はよいか
- * 点検は十分か
- * 作業の方法はよいか
- * 保護具は使用しているか
- * ルールは守っているか
- * 連絡合図はよいか
- * 保護設備は完全か
- * 健康状態はよいか
- * 心理的に異状はないか
- * 安全の大切さを知っているか

管理 119

防じんマスクの着用方法およびその管理方法

- I. 防じんマスクの選択
 1. 作業現場の空気中の有害物質の種類や濃度を調べる必要がある。
 2. 有害物質の種類や濃度、作業時間や作業場所の状況に応じて、適切なマスクを選択する。
 3. 有害物質の種類や濃度、作業時間や作業場所の状況に応じて、適切なマスクを選択する。
 4. 有害物質の種類や濃度、作業時間や作業場所の状況に応じて、適切なマスクを選択する。
- II. 防じんマスクの使用
 1. 作業現場の空気中の有害物質の種類や濃度を調べる必要がある。
 2. 有害物質の種類や濃度、作業時間や作業場所の状況に応じて、適切なマスクを選択する。
 3. 有害物質の種類や濃度、作業時間や作業場所の状況に応じて、適切なマスクを選択する。
 4. 有害物質の種類や濃度、作業時間や作業場所の状況に応じて、適切なマスクを選択する。
- III. 防じんマスクの保守管理
 1. 防じんマスクの保守管理の方法は、作業現場の空気中の有害物質の種類や濃度、作業時間や作業場所の状況に応じて、適切な方法を選択する。
 2. 防じんマスクの保守管理の方法は、作業現場の空気中の有害物質の種類や濃度、作業時間や作業場所の状況に応じて、適切な方法を選択する。
 3. 防じんマスクの保守管理の方法は、作業現場の空気中の有害物質の種類や濃度、作業時間や作業場所の状況に応じて、適切な方法を選択する。
 4. 防じんマスクの保守管理の方法は、作業現場の空気中の有害物質の種類や濃度、作業時間や作業場所の状況に応じて、適切な方法を選択する。

管理 121